



第15期 定時株主総会 招集ご通知

■ 開催日時

平成31年3月27日（水曜日）
午後1時00分（受付開始：午後0時15分）

■ 開催場所

東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド
コンファレンスセンター

※末尾の会場ご案内図をご参照ください。

INDEX

■ 第15期定時株主総会招集ご通知	2
■ 株主総会参考書類	3
第1号議案 定款一部変更の件	3
第2号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）3名選任の件	9
第3号議案 監査等委員である取締役3名 選任の件	11
第4号議案 取締役（監査等委員である取締 役を除く。）の報酬等の額設定の件	14
第5号議案 監査等委員である取締役の報酬 等の額設定の件	14
第6号議案 会計監査人選任の件	15
■ 事業報告	16
■ 連結計算書類	38
■ 計算書類	40
■ 監査報告書	42



証券コード：2191

テラ株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。
2018年9月13日付でテラ株式会社代表取締役社長に就任いたしました遊佐精一です。
ここに、第15期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

まず、2018年8月10日の第三者委員会の設置、及びそれに伴う一連の事象につきまして、株主の皆様にご多大なるご迷惑、ご心配をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げます。役員及び社員一同、本件を厳粛に受け止め、ガバナンスの強化とコンプライアンスの改善に努めているところでございます。

2018年度は、医薬品事業において、和歌山県立医科大学の医師主導治験に進捗がございました。中間解析にて樹状細胞ワクチンTLPO-001の安全性が評価され、本治験は安全性を確認する段階から複数の医療機関で有効性を検証する段階に移行いたしました。

細胞医療事業においては、台湾への技術移転を成功させ、2019年2月より当社の技術を用いたがん治療用細胞の加工が台湾にて開始されました。また、日本国内では、自社の細胞加工施設を整備して、特定細胞加工物の製造の許可申請を行いました。許可が得られ次第、細胞加工受託業を開始いたします。

当社は創業以来、「医療を創る」を経営理念としており、樹状細胞ワクチン療法をより多くの方に届けることが当社の使命であると考えております。今後も、がん患者の皆様とそのご家族、さらには社会に貢献し、一層の成長を目指してまいります。

引き続きご指導とご鞭撻を賜りますよう、何卒お願い申し上げます。

平成31年3月

代表取締役社長 遊佐 精一

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿七丁目22番36号
テラ株式会社
代表取締役社長 遊 佐 精 一

第15期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第15期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、郵送によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後6時30分までに到着するようご返送ください。

敬 具

- 記
1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午後1時00分（受付開始：午後0時15分）
 2. 場 所 東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号
住友不動産新宿グランドタワー5階
ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター
※ 末尾の会場ご案内図をご参照ください。
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第15期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第15期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）計算書類報告の件決議事項
 - 第1号議案 定款一部変更の件
 - 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
 - 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件
 - 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件
 - 第6号議案 会計監査人選任の件

以 上

- ・ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ・ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.tella.jp/>) に掲載させていただきます。
- ・ 事業報告の「業務の適正を確保するための体制」及び「剰余金の配当等の決定に関する方針」、連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「連結注記表」、計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき当社ホームページ (<https://www.tella.jp/>) に掲載しており、本招集通知に添付の事業報告・計算書類等は、監査報告の作成に際して監査役及び会計監査人が監査を行った事業報告・計算書類等の一部であります。
- ・ 定時株主総会後に株主の皆様にお送りしてございました決議通知及び株主通信につきましては、書面によるご送付に代えて、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきますので、ご了承くださいようお願い申し上げます。

議案及び参考事項

第1号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能をより一層強化し、当社のコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図ることを目的として、監査等委員会設置会社へと移行いたしたく、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更内容は次のとおりであります。

(下線部が変更箇所であります。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(機関)	(機関)
第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。	第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. 監査役	2. <u>監査等委員会</u>
3. <u>監査役会</u>	(削 除)
4. 会計監査人	3. 会計監査人
第4章 取締役及び取締役会	第4章 取締役及び取締役会
(員数)	(員数)
第18条 当社の取締役は、10名以内とする。	第18条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、10名以内とする。
(新 設)	2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u>
(選任方法および解任方法)	(選任方法および解任方法)
第19条 取締役は、株主総会において選任する。	第19条 取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u>

現行定款	変更案
<p>(任期) 第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了すべき時までとする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(任期) 第20条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削 除)</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p>	<p>(代表取締役および役付取締役) 第21条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役（監査等委員であるものを除く。）の中から</u>取締役社長1名、その他取締役会が必要と認める役付取締役を定めることができる。</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議方法等)</p> <p>第25条 (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、取締役会の決議事項について、取締役(当該決議事項について議決に加わることができる取締役に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(取締役への委任)</p> <p>第26条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>第26条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 (条文省略)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(員数)</p> <p>第29条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法および解任方法)</p> <p>第30条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 監査役の解任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第33条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(削 除)</p>

現行定款	変更案
<p>(報酬等) <u>第35条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除) <u>第36条</u> 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設) (新 設)</p>	<p>第5章 監査等委員会 (常勤の監査等委員) <u>第30条</u> 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会の招集通知) <u>第31条</u> 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 <u>2. 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査等委員会規程) <u>第32条</u> 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>第6章 会計監査人 第37条～第38条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人 第33条～第34条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等) 第39条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>(報酬等) 第35条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める</p>
<p>第40条 (条文省略)</p>	<p>第36条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計算 第41条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計算 第37条～第41条 (現行どおり)</p>
<p>附則 第28条第2項および第36条第2項の変更は「<u>会社法の一部を改正する法律</u>」(平成26年法律第90号)が施行される平成27年5月1日より効力が生じるものとする。 なお、本附則は効力発生経過後、これを削除する。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設) (新設)</p>	<p>附則 (監査役の責任免除に関する経過措置) 1. <u>平成31年3月開催の第15期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2. <u>平成31年3月開催の第15期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、現在の取締役全員（4名）は本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

（下線は現在の地位、担当及び重要な兼職の状況）

1

ゆ さ せい い ち
遊佐 精一

（昭和45年9月15日生）

再任

所有する当社の株式の数
2,704株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成8年3月 スイスバーゼル免疫学研究所 研究員
 平成11年3月 東京大学大学院農学生命科学研究科 博士(農学)
 平成11年4月 米国フォックスチェイス癌研究所 研究員
 平成15年7月 スイスチューリッヒ大学医学部附属病院 脳神経病理部 上級研究員
 平成19年2月 東京大学疾患生命工学センター 特任講師
 平成19年12月 当社 入社 研究開発部部长
 平成25年7月 当社 執行役員
 平成26年6月 株式会社バイオイミュランス 取締役
 平成27年5月 株式会社オールジーン 取締役
 平成29年3月 当社 代表取締役副社長 COO
 平成30年9月 当社 代表取締役社長 (現任)
 平成30年12月 タイタン株式会社 取締役 (現任)

2

とら み ひで とし

虎見 英俊 (昭和42年5月31日生)

新任

所有する当社の株式の数
-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

平成2年6月 米国 デロイトトウシュートーマツ勤務
 平成4年8月 三井信託銀行株式会社 ロサンゼルス支店
 平成14年7月 ハネウェルジャパン株式会社
 平成21年7月 そーせいグループ 執行役副社長
 平成21年11月 株式会社アクティバスターマ 代表取締役
 平成24年5月 Sosei R&D Ltd 取締役
 平成25年5月 そーせいコーポレートベンチャーキャピタル株式会社 代表取締役
 平成27年6月 株式会社そーせい 代表取締役
 平成29年9月 株式会社メトセラ 社外取締役

3

たいら とも ゆき

平 智之 (昭和34年7月10日生)

新任

所有する当社の株式の数
-株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

昭和62年7月 有限会社アドミックス
 平成20年4月 東洋大学 工学部 非常勤講師
 平成21年9月 衆議院議員
 平成25年4月 同志社大学 理工学部 嘱託講師 (現任)
 平成28年11月 株式会社日中金融経済研究所 代表取締役 (現任)

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 取締役候補者の所有する当社株式数は、平成30年12月31日現在の状況を記載しております。なお、遊佐精一氏の所有する当社株式数は、各個人名義の株式数に当社役員持株会を通じて所有する株式数を合算した数を記載しております。

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

当社は第1号議案「定款一部変更の件」の承認可決を条件として、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましてはあらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

(下線は現在の地位及び重要な兼職の状況)

1

ふか がわ てつ や
深川 哲也 (昭和30年8月28日生)

新任

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和55年4月 株式会社三菱銀行
昭和63年4月 マッキンゼーアンドカンパニー コンサルタント
平成2年1月 JPMorgan 東京支店 バイスプレジデント
平成6年11月 JPMorgan ニューヨーク本社 コーポレートファイナンス バイスプレジデント
平成11年3月 ウォーバークピカス 日本代表、本社パートナー
平成18年1月 アプローズキャピタルマネジメント 代表取締役

2

あか し のり ひこ
明石 法彦 (昭和40年5月3日生)

新任

社外

所有する当社の株式の数
一株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

平成5年4月 弁護士登録 (大阪弁護士会)
平成10年4月 あかし法律事務所 (現親和法律事務所) 開設
平成17年4月 関西学院大学法科大学院兼任講師
平成21年9月 京都大学法科大学院非常勤講師
平成27年3月 親和法律事務所東京オフィス開設
平成29年4月 親和法律事務所松山オフィス開設

3

ひろ かわ かつ いく

廣川 勝彦 (昭和14年11月5日生)

新任

社外

所有する当社の株式の数
-株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

昭和44年4月	東京医科歯科大学 医学部 第2病理助手
昭和47年9月	米合衆国 NIH NIA 留学
昭和51年6月	東京医科歯科大学 難治疾患研究所 病理助教授
昭和56年11月	東京都老人総合研究所 基礎病理部 第2研究室長
昭和60年12月	東京都老人総合研究所 基礎病理部 部長
平成2年8月	東京都老人総合研究所 免疫病理部 部長
平成6年4月	東京医科歯科大学 医学部第二病理 教授
平成12年4月	東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科 分子免疫病理学分野 教授
平成13年4月	東京医科歯科大学大学院 医歯学総合研究科課長 医学部長
平成15年10月	東京医科歯科大学 副学長
平成17年4月	東京医科歯科大学 名誉教授 (現任)
平成17年4月	中野総合病院 顧問
平成18年5月	健康ライフサイエンス 代表取締役 (現任)
平成19年4月	新宿海上ビル診療所 理事 (現任)
平成28年7月	新渡戸記念中野総合病院 病理診断科 部長

- 注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 明石法彦氏及び廣川勝彦氏は監査等委員である社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の要件を満たしております。
3. 監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 監査等委員である取締役候補者の選任理由及び社外取締役としての独立性について
- 深川哲也氏は、ベンチャーファイナンスのプロとしての経験、また、企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、監査等委員である取締役候補としております。
- 明石法彦氏は、長年にわたる弁護士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律の専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役候補としております。
- 廣川勝彦氏は、医師、研究者であります。長年、免疫の研究をされており、2006年に研究成果を基に株式会社健康ライフサイエンスを設立し、代表取締役に就任されています。同氏には、医師とし

て、そして、免疫学の観点から有効な助言を期待し、監査等委員である社外取締役候補としておりません。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

本総会において、明石法彦氏及び廣川勝昱が選任された場合、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第4号議案**取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額設定の件**

当社の取締役の報酬額は、平成25年3月28日開催の第9期定時株主総会において年額2億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額1,000万円以内）とご承認いただき現在に至っておりますが、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠に代えて、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）の報酬額を、年額1億円以内（うち社外取締役の報酬額は年額500万円以内）と定めることとさせていただきますと存じます。また、取締役の報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役は4名（うち社外取締役は1名）ですが、第1号議案「定款一部変更の件」および第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名となります。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第5号議案**監査等委員である取締役の報酬等の額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」の効力が生じたときをもって、監査等委員会設置会社へ移行します。つきましては、会社法第361条第1項および第2項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬等の額を、経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額2,000万円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に對する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることといたしたく存じます。

第1号議案および第3号議案の効力が生じますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役は2名）となる予定です。

なお、本議案に係る決議の効力は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

第6号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であります太陽有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査役会の決定に基づき、新たに有限責任開花監査法人を会計監査人に選任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

当社は、来期の監査契約について太陽有限監査法人と協議を行いました。その協議過程において、当社の事業規模や近年の当社の経営環境、業績等を勘案した監査対応や監査費用の相当性について、他の監査法人とも比較検討をした結果、今般会計監査人を見直すこととし、有限責任開花監査法人を公認会計士等の候補者と判断いたしました。

会計監査人候補者は、次のとおりであります。

監査法人の名称	有限責任開花監査法人		
事務所の所在場所	主たる事務所	東京都新宿区住吉町2-15	
沿革	平成30年6月	有限責任開花監査法人設立	
概要	出資金	5百万円	
	構成人員	社員（公認会計士） 5名	
日本公認会計士協会の上場	現在、準登録事務所名簿への登録を申請中であります。		
会社監査事務所登録制度における登録状況	現在、準登録事務所名簿への登録を申請中であります。		

注) 当社と会計監査人候補である太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の契約を締結予定であり、当該契約の内容の概要は次のとおりです。

会社法第423条第1項の責任について、監査受嘱者が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額をもって、監査受嘱者に対する損害賠償責任の限度とする。

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

医療業界において、免疫チェックポイント阻害剤、CAR-Tに代表される遺伝子改変T細胞療法、ネオアンチゲン等をキーワードとするニュースが国内外で話題となりました。特に、免疫チェックポイント阻害剤やCAR-Tによる治療の効果は広く認知され、将来、免疫治療の市場規模が拡大することが期待されています。

このような環境の下、当社グループは、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）」を遵守し、連結子会社であるテラファーマ株式会社は、公立大学法人 和歌山県立医科大学が実施する膵臓がんに対する樹状細胞ワクチン（TLP0-001）の医師主導治験への治験製品の提供を行っております。平成30年12月26日付「膵臓がんに対する樹状細胞ワクチン（TLP0-001）の医師主導治験 多施設共同研究に展開し有効性検証へ（経過情報）」にて公表したとおり、この度、中間解析にてTLP0-001の安全性が確認され、本治験が単一医療機関で安全性を確認する段階から複数の医療機関で有効性を検証する段階に移行することになりました。

細胞医療事業においては、細胞加工の製造開発受託事業に参入するために、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療等安全性確保法）」に基づく細胞培養加工施設を関西圏で新たに整備しており、平成30年7月に特定細胞加工物製造の許可申請をしております。当施設では、主にがんに対する免疫細胞治療に係る特定細胞加工物の製造開発を受託することを見込んでいます。また、再生・細胞医療に取り組む医療機関や研究機関から、臨床使用を用途とする細胞だけでなく、臨床研究に用いる細胞の製造も受託する予定です。さらに、平成30年9月に台湾の上場バイオテクノロジー企業グループであるVectorite Biomedical Inc. と業務提携契約を締結し、契約一時金80万米ドル（日本円で90,960千円、平成30年11月8日現在の為替レートである、1米ドルあたり113.7円で換算）を同年11月8日に受領しました。

当連結会計年度につきましては、細胞医療事業において症例数が減少したこと、連結子会社バイオメディカ・ソリューション株式会社(BMS)を前連結会計年度に連結の範囲から除外したことが影響し、売上高は516,210千円（前年同期比441,433千円減、46.1%減）となりました。

利益面につきましては、細胞医療事業において症例数が減少したこと、医療法人社団医創会に属する医療機関（セレンクリニック東京、名古屋、神戸、福岡）の延滞債権に対して貸倒引当金繰入額244,176千円（販売費及び一般管理費に計上）を計上したこと、医薬品事業において膵臓がんに対する再生医療等製品としての樹状細胞ワクチンの承認取得を目指した開発活動を推進したことにより、営業損失は685,020千円（前年同期は245,110千円の損失）、経常損失は755,171千円（前年同期は261,697千円の損失）、親会社株主に帰属する当期純損失は929,701

千円（前年同期は643,644千円の損失）となりました。また、平成30年8月10日付「第三者委員会設置及び平成30年12月期第2四半期決算発表延期に関するお知らせ」において公表したとおり、当社は、第三者委員会を設置し調査を実施いたしました。本件による調査費用及び第三者委員会の調査を踏まえた追加監査に対する監査費用並びに平成27年12月期から平成29年12月期の有価証券報告書の訂正に対する監査費用が確定したため、特別調査費用として162,021千円を特別損失に計上いたしました。

なお、当社の主要取引先である医療法人社団医創会に属する医療機関に建物を転貸しているため、不動産賃貸収入117,855千円を営業外収益として、不動産賃貸原価同額を営業外費用として計上しております。しかしながら、長期にわたる継続的対価及び転貸料の不払が発生しており、今後の支払いの見込みもないため、契約違反を理由として、平成31年1月31日までに医療法人社団医創会に属する医療機関とのサービス提供契約及び転貸借契約を解除しております。そのため、平成31年2月以降に上記の医療機関への転貸に係る収益及び費用は発生いたしません。当社と賃貸人との契約は継続しており、家賃の支払いが発生します。

当連結会計年度における報告セグメント別の業績は次のとおりであります。

細胞医療事業

細胞医療事業は、当社独自の樹状細胞ワクチン療法を中心としたがん治療技術・ノウハウの提供を契約医療機関に行っております。

当第4四半期（10月～12月）の契約医療機関における樹状細胞ワクチン療法の症例数は約60症例となり、当社設立以降の累計で約12,030症例となりました。

当連結会計年度につきましては、症例数が前年同期と比べ減少したことにより、売上高は367,191千円（前年同期比151,313千円減、29.2%減）、営業損失は440,998千円（前年同期は49,544千円の利益）となりました。

細胞加工の製造開発受託事業に参入することで、細胞加工施設（CPC）を持たない医療機関に当社独自の技術を用いた樹状細胞ワクチン等を提供することが可能となります。そうした医療機関をターゲットとして新規顧客開拓を行うことを通じて、収益の回復を図る予定です。また、上記Vectorite Biomedical Inc. との業務提携契約により、同社は当社の技術及びノウハウを用いたがん治療用免疫細胞の加工を実施し、医療機関に提供する計画で、その実施件数に応じたロイヤリティが当社に支払われることとなります。

医療支援事業

医療支援事業は、CRO事業並びに遺伝子検査サービス事業等を行っております。

当連結会計年度につきましては、主に細胞培養関連装置等の受注販売事業を行っていた連結子会社BMSを前連結会計年度において連結の範囲から除外したことにより、売上高は86,719千円（前年同期比460,966千円減、84.2%減）、営業損失は22,480千円（前年同期は37,774千円の損失）となりました。

医薬品事業

医薬品事業は、膵臓がんに対する再生医療等製品としての樹状細胞ワクチンの承認取得を目指した活動を推進しております。

当連結会計年度につきましては、和歌山県立医科大学での医師主導治験が進捗し、治験製品の製造体制を拡充したこと及び細胞製品の輸送に関するコンサルティング基本契約に基づく治験製品の輸送体制の構築支援が完了したことにより、営業損失は223,912千円（前年同期は229,427千円の損失）となりました。

(2) 設備投資等の状況

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は、40,586千円であります。その主なものは、無菌細胞処理施設の工事費用となっております。

セグメント別の設備投資金額の科目別の内訳は、次のとおりとなっております。

(単位：千円)

	建物	工具、器具 及び備品	ソフトウェア	その他	計
細胞医療事業	22,760	7,279	6,400	—	36,440
医療支援事業	—	559	—	1,296	1,855
医薬品事業	2,050	240	—	—	2,290
連結消去	—	—	—	—	—
合計	24,810	8,079	6,400	1,296	40,586

(3) 資金調達の状況

平成30年6月29日、第三者割当増資による新株式を発行し、これにより200,031千円を調達いたしました。

また、同時に第18回新株予約権を発行いたしました。同年8月10日開催の取締役会において、同年9月7日において残存する当該新株予約権の全部を取得するとともに、全部を消却することを決議し、同年9月21日付で消却いたしました。

(4) 対処すべき課題

当社グループは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法を中心に、研究開発を行い、独自のがん治療技術・ノウハウの提供を行っているほか、細胞加工の製造開発受託業への参入に向け準備を開始しており、対処すべき課題を以下のように考えております。

[1] 安定的な資金調達及び収益構造の改善

当社グループは、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチンの承認取得へ向けた活動の支援を含め、グループ事業運営のために十分な資金を調達する必要があります。詳細については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (11) その他企業集団の現況に関する重要な事項」に記載しております。

[2] 樹状細胞ワクチン療法の課題

① 新たな人工抗原の獲得

人工抗原は、樹状細胞ワクチン療法を行う上で重要な物質の一つになります。抗原のラインナップを多くすることで、樹状細胞ワクチン療法の適応対象を拡げ、その効果を高めることができると考えられます。

当社グループはこれまでに、WT1※ペプチドについて樹状細胞ワクチン療法等への利用に関する独占的な特許実施権を保有しております。また、MAGE-A4及びサーバイピンペプチドについて特許権を保有しております。これらのペプチドは組み合わせることも可能であるため、今後、さらに当該療法の効果を高めることが期待されます。

※WT1

平成21年9月、米国癌研究会議 (AACR) の学会誌であるClinical Cancer Research誌 (2009年15巻5,323~37頁) において、75種類のがん抗原中、理想的ながん抗原として第1位に選ばれました。

② 樹状細胞の質及び培養効率の向上

樹状細胞ワクチン療法の臨床効果を高める大きな要素として、投与される樹状細胞の品質があります。当社グループの樹状細胞ワクチンの培養技術・ノウハウは、東京大学医科学研究所及び徳島大学における臨床研究に基づいており、また、実地医療で症例を重ねることにより常に改善がなされていますが、さらなる品質の向上、効率的かつ安定的な培養方法の確立に向けての改善を継続してまいります。

③ エビデンス（科学的根拠）の強化

多くの医療従事者からの賛同を獲得し、患者がより安心して受診できるよう、提携医療機関における実地医療のみならず大学等研究機関との共同研究の実施により、基礎及び臨床研究におけるデータの蓄積及び解析等によるエビデンス（科学的根拠）を強化してまいります。

[3] 医療従事者・患者の理解獲得

従来、一般的に、医療従事者は保険診療以外の治療、いわゆる自由診療を薦めることはほとんどありませんでした。また、樹状細胞ワクチン療法は新しい治療技術・ノウハウであり、現状、これらに対する医療従事者及び患者の認知・理解は十分には広まっていないものと認識しております。

樹状細胞ワクチン療法の普及を進めるには、医療従事者及び患者双方に理解頂く必要があります。したがって、当社グループは、契約医療機関における症例実績や新たな技術・ノウハウについて引続き学会やセミナー、メディア活動を通じて情報提供することで、医療従事者及び患者のさらなる認知・理解を得られるよう進めてまいります。

[4] 技術者の確保・教育

当社グループは、これまで契約医療機関の細胞培養技術者に対して、樹状細胞をはじめとする治療に用いる細胞を培養できる高度な技術について指導してまいりましたが、今後、契約医療機関を増やしていくにあたっては、このような高度な細胞培養技術を指導できる技術者をいかに確保・教育していくかが課題になります。また、今後は細胞加工の製造開発受託業も並行して行う予定であるため、当社内において細胞培養技術者をいかに確保・教育していくかも課題になります。

これらの課題に対しては、優秀な人材の計画的な採用及び教育管理体制の強化により、契約医療機関及び当社の細胞培養技術者を安定的に教育、監督できる体制を整えることで対応してまいります。

[5] 新たな規制への社内体制構築

平成25年11月に成立し、平成26年11月に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」及び「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」等、新たな規制に対応するための活動を今後とも推進してまいります。

[6] 細胞加工の製造開発受託業への参入に伴うその他の課題

① 特定細胞加工物製造許可の取得

平成26年11月に施行された「再生医療等の安全性の確保等に関する法律」によって、再生・細胞医療に係る細胞培養を民間企業が受託できるようになりました。また、細胞培養加工施設については、再生・細胞医療を迅速かつ安全に提供するための新たな基準が設けられ、特定細胞加工物の製造を行うための許可制が導入されました。当社は、細胞培養加工施設を関西圏で新たに整備しており、平成30年7月に特定細胞加工物製造の許可申請をしております。細胞加工施設は既存の資源を活用し、準備費用の削減を実現しております。

② 営業・フォロー体制の構築

細胞加工の製造開発受託業への参入に伴いこれまで以上に営業活動に注力することとなるため、強固な営業体制の構築が必要となります。また、受注後から樹状細胞ワクチンの納品及び治療の提供までのフォロー体制の構築も必要となります。

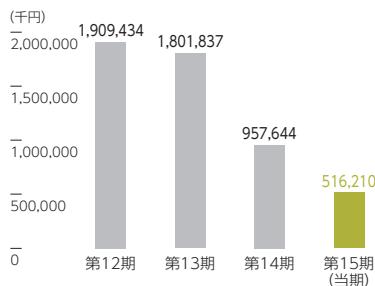
(5) 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

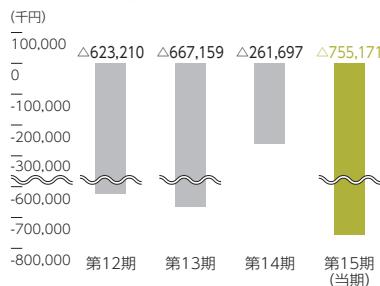
区分		第12期 平成27年12月期	第13期 平成28年12月期	第14期 平成29年12月期	第15期 (当連結会計年度) 平成30年12月期
売上高	(千円)	1,909,434	1,801,837	957,644	516,210
経常損失(△)	(千円)	△623,210	△667,159	△261,697	△755,171
親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△990,662	△918,828	△643,644	△929,701
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△71.06	△65.65	△40.81	△54.03
総資産	(千円)	2,377,331	1,537,520	1,879,612	981,557
純資産	(千円)	1,491,617	609,221	1,343,865	614,195
1株当たり純資産額	(円)	103.00	36.83	78.93	35.15

(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。
2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

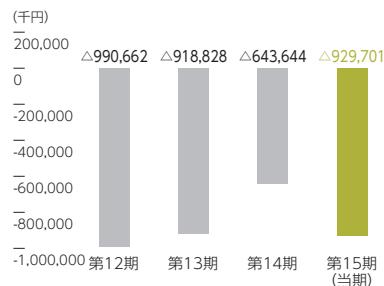
■ 売上高



■ 経常損失(△)



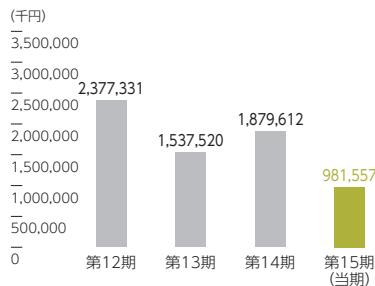
■ 親会社株主に帰属する当期純損失(△)



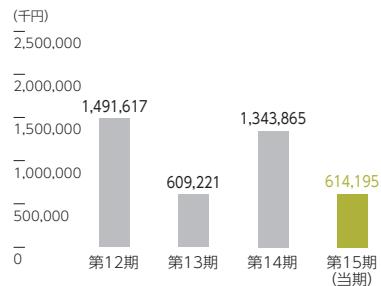
■ 1株当たり当期純損失(△)



■ 総資産



■ 純資産



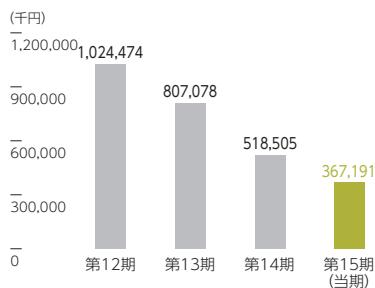
② 当社の財産及び損益の状況の推移

区 分		第12期 平成27年12月期	第13期 平成28年12月期	第14期 平成29年12月期	第15期 (当期) 平成30年12月期
営業収入	(千円)	1,024,474	807,078	518,505	367,191
経常損失(△)	(千円)	△172,892	△530,440	△544,623	△687,000
当期純損失(△)	(千円)	△909,792	△1,241,773	△451,793	△956,495
1株当たり当期純損失(△)	(円)	△65.26	△88.73	△28.65	△55.59
総資産額	(千円)	2,320,056	1,080,289	1,764,438	909,044
純資産額	(千円)	1,580,667	333,312	1,351,341	594,877
1株当たり純資産額	(円)	112.64	23.32	79.37	34.04

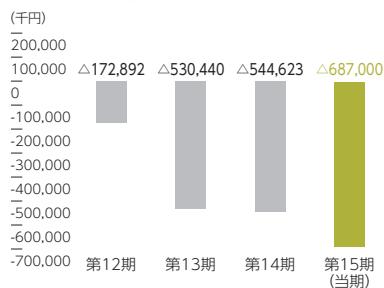
(注) 1. 1株当たり当期純損失は、期中平均株式数により算出しております。

2. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数により算出しております。

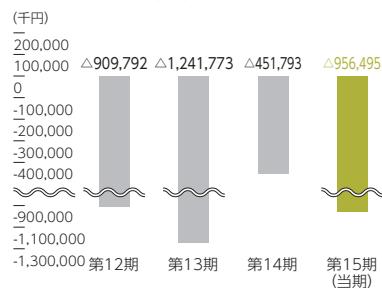
■ 営業収入



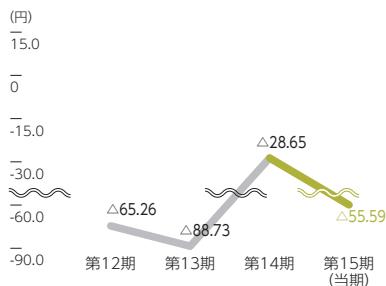
■ 経常損失(△)



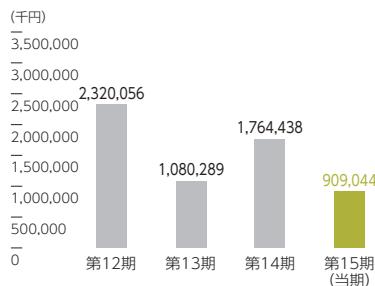
■ 当期純損失(△)



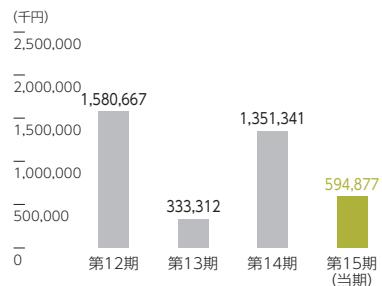
■ 1株当たり当期純損失(△)



■ 総資産額



■ 純資産額



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

名称	資本金	出資比率	主要な事業内容
タイタン株式会社	80,210千円	100.0%	CRO事業（医療支援事業）
テラファーマ株式会社	250,769千円	98.8%	薬事承認取得に向けた開発事業 (医薬品事業)
株式会社オールジーン	45,000千円	100.0%	遺伝子検査サービス事業 (医療支援事業)

- (注) 1. タイタン株式会社は、平成25年5月2日に設立いたしました。
2. テラファーマ株式会社は、平成26年1月24日に設立いたしました。
3. 株式会社オールジーンは、平成26年2月28日に設立いたしました。
4. 当社の連結子会社は、上記3社となります。

(7) 主要な事業内容

「細胞医療事業」は、樹状細胞ワクチン療法を中心とした独自のがん治療技術・ノウハウを提供する事業であり、「医療支援事業」は、CRO事業及び遺伝子検査サービス事業等を行う事業であり、「医薬品事業」は、がん治療用再生医療等製品として樹状細胞ワクチンの薬事承認取得に向けた開発を行う事業であります。

(8) 主要な営業所

- 細胞医療事業 … 当社（東京都新宿区）
医療支援事業 … タイタン株式会社（東京都港区）
株式会社オールジーン（神奈川県横浜市）
医薬品事業 … テラファーマ株式会社（東京都新宿区）

(9) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

平成30年12月31日現在

従業員数	前連結会計年度末比増減
40名	11名増

- (注) 1. 従業員数には、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。
 2. 従業員数増加の主な理由は、研究開発体制の強化によるものであります。

② 当社の従業員数

平成30年12月31日現在

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
23名	6名	39.13歳	3.70年

- (注) 1. 従業員数には、他社への出向者及び臨時従業員は含まれておりません。
 2. 従業員数増加の主な理由は、新規事業の取り組み強化によるものであります。

(10) 主要な借入先

平成30年12月31日現在

借入先	借入金残高
株式会社商工組合中央金庫	39,250千円
株式会社りそな銀行	31,930千円

(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、がん免疫療法の一つである樹状細胞ワクチン療法の研究開発を行い、独自に改良を重ねたがん治療技術・ノウハウを契約医療機関に提供しております。当該技術を利用する患者の増加のための認知活動を積極的に実施してきたものの、がん診療連携拠点病院での自由診療が実質的に規制されたこと、医療広告等に対する規制が強化されたこと、免疫チェックポイント阻害剤等の抗悪性腫瘍薬の開発競争が激化し、患者が治験に流れたことなどの理由により契約医療機関から得られる収益が減少傾向にあります。他方、和歌山県立医科大学が実施する膵臓がんに対する樹状細胞ワクチン（TLPO-001）の医師主導治験が複数の医療機関で有効性を検証する段階に移行したことにより開発費用は増加しております。

当社は、財務体質の強化や事業コストの適正化に努めてまいりましたが、前連結会計年度において、営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、引き続き、当期連結累計期間においても、営業損失685,020千円、経常損失755,171千円、親会社株主に帰属する当期純損失929,701千円を計上しております。さらに、取締役会において、平成30年6月13日に第18回新株予約権（行使価額修正条項及び行使許可条項付）の発行を決議したものの、同年9月7日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、全部を消却することを決議し、同年9月21日に消却いたしました。当初の計画どおりに資金調達を実施できなかったため、当面の事業資金が現時点において確保できておりません。これらの状況により、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。当社は、当該状況を解消するため、以下に記載の施策を実施いたします。

① 細胞加工受託事業への参入

営業活動の収益改善に向けた施策として、細胞医療事業においては細胞加工の製造開発受託事業に参入するために、「再生医療等の安全性の確保等に関する法律（再生医療等安全性確保法）」に基づく細胞培養加工施設を関西圏で新たに整備しており、平成30年7月に特定細胞加工物製造の許可申請をしております。細胞加工施設は既存の資源を活用し、準備費用の削減を実現しております。

② 海外での新規提携先の確保

医療環境や規制の変化に伴い国内の自由診療市場は大幅な拡大が見込めません。その一方で、海外、特にアジア各国では細胞医療に対する関心や需要が高まっています。海外での事業展開の足掛かりとして、当社は、平成30年9月10日に台湾のVectorite Biomedical Inc.と業務提携契約を締結しました。平成31年度上半期より、台湾において当社のがん免疫療法の提供を開始する予定であり、当社の技術及びノウハウを実施する際には、実施件数に応じたロイヤリティが当社に支払われます。台湾以外のアジア地域でも、現地での治療提供及びインバウンド患者の増加につながるよう、市場開拓を積極的に進めてまいります。

③ 資金の調達

医薬品事業の継続のために、平成30年6月に実施を予定していた資金調達の代替となる資金調達が早急に必要な状況です。新規のエクイティファイナンスの実行に向けた活動に注力いたします。また、新規提携先の探索も強化し、提携先獲得による契約一時金等の調達も目指します。

新たな資金調達については詳細が決定しておらず、また、他の対応策も進捗の途上にあるため、現時点において継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められます。しかし、上述の対応策をより具体化し

着実に実施していくことで、当社の経営基盤の安定化を図り、継続企業の前提に関する重要な疑義を生じさせるような事象又は状況の解消に努めてまいります。

なお、当社グループの連結財務諸表は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を連結財務諸表に反映しておりません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 52,296,000株
- (2) 発行済株式の総数 17,408,803株（自己株式数253株を除く。）
- (3) 株主数 14,203名
- (4) 大株主の状況（上位10名）

株 主 名	持株数（千株）	持株比率（％）
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,456	14.11
矢崎 雄一郎	1,684	9.68
日本証券金融株式会社	337	1.94
立花証券株式会社	186	1.07
株式会社SBI証券	141	0.82
コージンバイオ株式会社	100	0.57
田形 春美	87	0.50
伊藤 貴登	83	0.48
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	80	0.46
クレディ・スイス証券株式会社	77	0.44

（注）持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

- (5) その他株式に関する重要な事項
一单元当たりの株式数 100株

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等の状況

平成26年12月26日開催の取締役会決議による第15回新株予約権

- | | |
|--------------|--------------------------|
| ① 新株予約権の払込金額 | 2,200,000円 |
| ② 新株予約権の行使価額 | 1個につき792円 |
| ③ 新株予約権の行使条件 | (別記) |
| ④ 新株予約権の行使期間 | 平成27年1月16日から平成37年1月15日まで |
| ⑤ 当社役員の保有状況 | |

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5,500個	普通株式 550,000株	1人

(別記) 新株予約権の行使条件

- 割当日から平成32年1月15日までの間に、下記(1)(2)の条件に抵触しない限り、新株予約権者は自由に権利を行使することができる。また、平成32年1月15日から行使期間の終期までの期間については、新株予約権者の意思での権利行使はできないものとする。但し、下記(1)(2)のいずれかの条件に抵触した場合、抵触した条件が優先され、抵触しなかった条件は消滅するものとする。
 - 割当日から平成32年1月15日までの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の200%を上回ること。上記条件に抵触した場合、新株予約権者は残存する全ての新株予約権について、その全てを行使価額にて行使しなければならない。
 - 平成27年1月16日以降から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間で、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が一度でも行使価額の60%を下回ること。
上記条件に抵触した場合、当該時点以降、当社は残存する全ての新株予約権を行使価額の60%で行使させることができる。但し、当社が行使を指示することができるのは、当該時点以降、行使期間の終期までの場合において、東京証券取引所本則市場における当社株式の普通取引の終値が行使価額の60%を下回っている場合に限る。
- 下記(a)～(d)に掲げる場合に該当するときは、前記(1)(2)の場合であっても、新株予約権者はその義務を免れる。
 - 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
 - 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
 - 当社が上場廃止となったり、倒産したり、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
 - その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなした場合
- 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
- 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

(2) 当社使用人及び子会社の役員及び使用人に対し当事業年度中に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、平成30年6月29日に、第18回新株予約権を発行いたしました。同年8月10日開催の取締役会において、同年9月7日において残存する当該新株予約権の全部を取得するとともに、全部を消却することを決議し、同年9月21日付で消却いたしました。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

平成30年12月31日現在

地位	氏名	重要な兼職の状況
代表取締役社長	遊 佐 精 一	タイタン株式会社 取締役
取 締 役	矢 崎 雄一郎	テラファーマ株式会社 代表取締役会長 株式会社オールジーン 代表取締役社長
取 締 役	松 本 正	株式会社レクメド 代表取締役社長
取 締 役	吉 川 友 貞	Klab株式会社 社外取締役 株式会社エスユーエス 取締役
監 査 役	遠 藤 宣 夫	タイタン株式会社 監査役 テラファーマ株式会社 監査役 株式会社オールジーン 監査役
監 査 役	今 津 泰 輝	弁護士法人今津法律事務所 代表社員 株式会社イノベーション 監査役
監 査 役	江 黒 崇 史	株式会社タウ 監査役 江黒公認会計士事務所 代表 株式会社E-FAS 代表取締役 株式会社Myアセット 監査役 株式会社FASコンサルティング 取締役 株式会社シーオーメディカル 監査役

- (注) 1. 取締役吉川友貞氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役遠藤宣夫氏、同今津泰輝氏及び同江黒崇史氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 取締役松本正氏は、事業会社代表取締役を務めており、経営者としての豊富な知識と経験を有するものであります。
4. 取締役吉川友貞氏は、上場企業取締役を長く務めた経験があり、経営者としての豊富な知識と経験を有するものであります。
5. 監査役今津泰輝氏は、弁護士として企業法務に精通しており、幅広い知識と豊富な知見を有するものであります。
6. 監査役江黒崇史氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 監査役遠藤宣夫氏が兼職しているタイタン株式会社、テラファーマ株式会社、及び株式会社オールジーンは、当社の連結子会社であり、当社はタイタン株式会社、テラファーマ株式会社、及び株式会社オールジーンに対し、資金の貸付を行っております。
8. 監査役今津泰輝氏及び同江黒崇史氏が兼職している他の法人等と当社との間には、重要な関係はありません。
9. 取締役吉川友貞氏、監査役遠藤宣夫氏、同今津泰輝氏及び同江黒崇史氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員とし、同取引所に届け出ております。
10. 事業年度中に退任した取締役

退任時の会社における地位	氏名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退任日
取締役	小塚 祥吾	CFO タイタン株式会社 代表取締役社長	平成30年5月23日

なお、取締役 小塚 祥吾 氏は、辞任による退任であります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

業務執行取締役等でない取締役の責任限定契約

当社は、業務執行取締役等ではない取締役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役吉川友貞氏は、100万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

監査役の責任限定契約

当社は、監査役との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役遠藤宣夫氏、同今津泰輝氏及び同江黒崇史氏は、法令が定める額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	報酬等の額
取締役	5名	48,520千円
監査役	3名	19,200千円

- (注) 1. 株主総会決議による取締役に対する報酬限度額は年額200,000千円であります。
(平成25年3月28日開催 定時株主総会)
2. 株主総会決議による監査役に対する報酬限度額は年額40,000千円であります。
(平成25年3月28日開催 定時株主総会)
3. 上記のうち、社外取締役及び社外監査役に対する報酬等の総額は、4名21,900千円です。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である法人等と当社との関係

重要な兼職先である法人等と当社との関係につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。

② 社外役員の主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	松本 正	当事業年度に開催された取締役会18回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、事業会社における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。
取締役	吉川 友貞	当事業年度就任後に開催された取締役会15回の全てに出席いたしました。 取締役会においては、事業会社における企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	遠藤 宣夫	当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。また、取締役会18回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会においては、企業経営経験者としての豊富な経験、幅広い知見により、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	今津 泰輝	当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。また、取締役会18回の全てに出席いたしました。 取締役会及び監査役会においては、弁護士としての専門的見地から、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。
監査役	江黒 崇史	当事業年度に開催された監査役会14回の全てに出席いたしました。また、取締役会18回のうち17回に出席いたしました。 取締役会及び監査役会においては、公認会計士としての専門的見地から、事業運営における適正性を確保するための発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

(注) 平成30年3月28日開催の定時株主総会において太陽有限責任監査法人が選任されたことに伴い、当社の会計監査人であった有限責任監査法人トーマツは退任しました。

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	太陽有限責任 監査法人	有限責任監査 法人トーマツ	支払額合計
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	26,183千円	3,100千円	29,283千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,183千円	3,100千円	29,283千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬の見積りの算出根拠などを検討して同意しております。
3. なお、上記の他、松澤公認会計士事務所及び向山公認会計士事務所に対して、平成27年12月期から平成29年12月期までの決算訂正に係る監査証明業務の報酬45,000千円を支払っております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と太陽有限責任監査法人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。なお、会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

連結計算書類

連結貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	前期 (ご参考)	当期
資産の部		
流動資産	1,622,192	727,687
現金及び預金	1,518,041	513,031
受取手形及び売掛金	80,198	215,388
仕掛品	2,338	—
前払費用	37,492	77,319
未収入金	50,155	209,119
未収還付法人税等	60	—
未収還付消費税	3,921	61,566
その他	1,040	11,756
貸倒引当金	△71,055	△360,494
固定資産	257,419	253,870
有形固定資産	22,432	22,950
建物	0	20,601
機械及び装置	—	0
工具、器具及び備品	0	2,348
リース資産	0	0
建設仮勘定	22,432	0
無形固定資産	0	1,802
ソフトウェア	0	1,802
リース資産	0	0
特許実施権	0	0
投資その他の資産	234,987	229,117
投資有価証券	48,108	46,058
敷金	120,885	115,562
保険積立金	19,047	20,952
その他	46,944	46,543
資産合計	1,879,612	981,557

科目	前期 (ご参考)	当期
負債の部		
流動負債	325,367	184,007
支払手形及び買掛金	2,066	1,293
1年内返済予定の長期借入金	138,180	50,930
未払金	102,743	99,922
未払法人税等	14,068	14,566
リース債務	15,381	3,299
その他	52,927	13,995
固定負債	210,379	183,354
長期借入金	71,180	20,250
リース債務	11,545	8,041
長期預り敷金	88,124	88,124
資産除去債務	39,529	60,829
繰延税金負債	—	6,108
負債合計	535,746	367,361
純資産の部		
株主資本	1,341,665	611,995
資本金	2,084,048	2,184,063
資本剰余金	1,951,022	2,051,037
利益剰余金	△2,693,122	△3,622,823
自己株式	△282	△282
新株予約権	2,200	2,200
純資産合計	1,343,865	614,195
負債純資産合計	1,879,612	981,557

連結損益計算書 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
売上高	957,644	516,210
売上原価	391,534	151,523
売上総利益	566,109	364,687
販売費及び一般管理費	811,220	1,049,708
営業損失	245,110	685,020
営業外収益	139,822	124,744
受取利息	194	17
不動産賃貸収入	121,976	117,855
その他	17,651	6,871
営業外費用	156,409	194,895
支払利息	6,202	2,533
持分法による投資損失	1,998	—
貸倒引当金繰入額	—	51,516
不動産賃貸原価	121,976	117,855
株式交付費	14,506	16,676
その他	11,724	6,314
経常損失	261,697	755,171
特別利益	35,118	20,084
固定資産売却益	1,851	7,777
投資有価証券売却益	7,345	12,306
関係会社株式売却益	23,335	—
新株予約権戻入益	2,585	—
特別損失	407,042	185,702
特別調査費用	—	162,021
賃貸借契約解約損	—	9,934
減損損失	403,435	13,745
固定資産除却損	0	0
投資有価証券評価損	3,606	—
税金等調整前当期純損失	633,621	920,789
法人税、住民税及び事業税	3,624	2,803
法人税等調整額	1,373	6,108
当期純損失	638,619	929,701
非支配株主に帰属する当期純利益	5,025	—
親会社株主に帰属する当期純損失	643,644	929,701

計算書類

貸借対照表 (平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	前期 (ご参考)	当期
資産の部		
流動資産	1,545,726	562,556
現金及び預金	1,478,831	444,132
売掛金	62,237	205,059
前渡金	—	107
前払費用	22,687	23,925
未収入金	64,721	226,263
立替金	957	290
その他	14,671	49,048
貸倒引当金	△98,379	△386,271
固定資産	218,712	346,488
有形固定資産	0	22,949
建物	0	20,601
工具、器具及び備品	0	2,348
リース資産	0	0
無形固定資産	0	1,802
ソフトウェア	0	1,802
特許実施権	0	0
リース資産	0	0
投資その他の資産	218,711	321,735
投資有価証券	48,108	46,058
関係会社株式	0	0
関係会社長期貸付金	876,492	1,160,791
敷金	98,111	92,788
保険積立金	19,047	20,952
その他	46,510	46,510
貸倒引当金	△869,558	△1,045,365
資産合計	1,764,438	909,044

科目	前期 (ご参考)	当期
負債の部		
流動負債	232,991	161,396
買掛金	2,066	1,293
1年内返済予定の長期借入金	138,180	50,930
未払費用	1,941	3,323
前受金	1,080	1,080
リース債務	13,596	2,559
未払金	62,079	87,973
未払法人税等	11,914	12,125
その他	2,133	2,109
固定負債	180,105	152,771
長期借入金	71,180	20,250
リース債務	10,561	7,994
長期預り敷金	88,124	88,124
資産除去債務	5,740	26,874
繰延税金負債	—	6,108
その他	4,500	3,420
負債合計	413,097	314,167
純資産の部		
株主資本	1,349,141	592,677
資本金	2,084,048	2,184,063
資本剰余金	1,955,724	2,055,740
資本準備金	1,955,724	2,055,740
利益剰余金	△2,690,348	△3,646,844
その他利益剰余金	△2,690,348	△3,646,844
繰越利益剰余金	△2,690,348	△3,646,844
自己株式	△282	△282
新株予約権	2,200	2,200
純資産合計	1,351,341	594,877
負債純資産合計	1,764,438	909,044

損益計算書 (自 平成30年1月1日 至 平成30年12月31日)

(単位：千円)

科 目	前 期 (ご参考)	当 期
営業収入	518,505	367,191
営業原価	83,328	77,381
営業総利益	435,176	289,810
販売費及び一般管理費	985,974	905,067
営業損失	550,798	615,257
営業外収益	148,785	121,312
受取利息	8,824	912
不動産賃貸収入	121,976	117,855
その他	17,984	2,544
営業外費用	142,610	193,055
支払利息	6,080	2,498
不動産賃貸原価	121,976	117,855
株式交付費	14,506	16,676
貸倒引当金繰入額	—	51,516
その他	47	4,509
経常損失	544,623	687,000
特別利益	116,155	20,084
固定資産売却益	1,851	7,777
投資有価証券売却益	—	12,306
関係会社株式売却益	111,871	—
新株予約権戻入益	2,433	—
特別損失	22,250	281,729
特別調査費用	—	162,021
賃貸借契約解約損	—	9,934
減損損失	18,643	9,772
固定資産除却損	0	0
投資有価証券評価損	3,606	—
関係会社株式評価損	—	100,000
税引前当期純損失	450,718	948,645
法人税、住民税及び事業税	1,075	1,741
法人税等調整額	—	6,108
当期純損失	451,793	956,495

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年3月8日

テラ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大兼宏章 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中村憲一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、テラ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、テラ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前連結会計年度において継続的に営業損失、経常損失、親会社株主に帰属する当期純損失を計上しており、引き続き、当連結会計年度においても、営業損失685,020千円、経常損失755,171千円、親会社株主に帰属する当期純損失929,701千円を計上している。さらに、取締役会において、平成30年6月13日に第18回新株予約権の発行を決議したものの、同年9月7日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、全部を消却することを決議し、同年9月21日に消却した。当初の計画どおりに資金調達を実施できなかったため、当面の事業資金が現時点で確保できていない。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。連結計算書類は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は連結計算書類に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成31年3月8日

テラ株式会社
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 大兼 宏章 ㊞
業務執行社員指定有限責任社員 公認会計士 中村 憲一 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、テラ株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、会社は前事業年度において継続的に営業損失、経常損失、当期純損失を計上しており、引き続き、当事業年度においても、営業損失615,257千円、経常損失687,000千円、当期純損失956,495千円を計上している。さらに、取締役会において、平成30年6月13日に第18回新株予約権の発行を決議したものの、同年9月7日において残存する本新株予約権の全部を取得するとともに、全部を消却することを決議し、同年9月21日に消却した。当初の計画どおりに資金調達を実施できなかったため、当面の事業資金が現時点で確保できていない。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類及びその附属明細書は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類及びその附属明細書に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、第三者委員会の調査報告書に関連する適時開示について、当社は、社外取締役及び監査役会からの意見及び求めを重視していない場合があります。監査役会として改善を求めています。また、第三者委員会からの提言を踏まえた再発防止策の実施及び内部統制システムの整備が進められていることを確認しております。今後も継続的に再発防止に向けた取り組みの実施状況について注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年3月8日

テラ株式会社 監査役会

常勤監査役
(社外監査役) 遠 藤 宣 夫 ㊟

社外監査役 今 津 泰 輝 ㊟

社外監査役 江 黒 崇 史 ㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

会場

東京都新宿区西新宿八丁目17番地1号

住友不動産新宿グランドタワー5階

ベルサール新宿グランド コンファレンスセンター

TEL 03-3346-1396



交通のご案内

丸ノ内線 西新宿駅 1番出口 徒歩3分
JR線 新宿駅 西口 徒歩20分

● お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

テラ株式会社

<http://www.tella.jp/>

UD
FONT

見やすく読みまぢがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。